

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月21日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第8号

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学職員非常勤講師等の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(2019年4月規程第55号)の一部を次のように改正する。

| (改正前)  | (改正後)   |
|--|---|
| <p><u>(休暇の単位)</u></p> <p>第21条 休暇の単位は、1日を単位として与える。</p>  | <p><u>(年次有休休暇)</u></p> <p>第21条 年次有給休暇は、労基法第39条の規定に基づき与える。</p> <p>2 理事長は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。</p> |
| <p><u>(年次有給休暇の日数)</u></p> <p>第22条 年次有給休暇は、労基法第39条の規定に基づき付与する。</p>  | <p><u>(病気休暇)</u></p> <p>第22条 病気休暇は、第2条第2号に規定する職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。</p>   |
| <p><u>(年次有給休暇の時季変更権)</u></p> <p>第23条 理事長は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与</p> | <p><u>(特別休暇)</u></p> <p>第23条 特別休暇は、出産その他の特別の事由によりが勤務しないことが相当である場合として細則で定める場合における休暇とする。この場合において、細則で定める特別休暇については、細則でその</p>  |

えることができる。

(特別休暇)

第24条 特別休暇は、産前休暇及び産後休暇とする。ただし、雇用契約の満了日を超えないものとする。

2 特別休暇の期間については、週休日及び職員の休日を含むものとする。

3 特別休暇の付与要件及び日数は、別表に定める要件とする。

4 特別休暇をしている間は、給与を支給しない。

別表 (第24条関係)

| 特別休暇 | 付与要件                    | 日数   |
|------|-------------------------|--|
| 産前休暇 | 出産予定の女性職員が産前の休養を請求したとき。 | (1) 出産予定日以前8週間<br>(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)<br>(2) 出産が出産予定日より遅れた場合には、出産日までの間 |
| 産後休暇 | 出産した女性職員が、産後の休養をするとき。   | 出産日の翌日から起算して8週間  |

期間を定める。

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第24条 病気休暇、特別休暇(細則で定めるものを除く。)及び介護時間については、細則の定めるところにより、理事長の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。